

第2期桐生市自殺対策計画

～手をつなぎ みんなで支える いのちの重さ～

令和6年3月

いのちの重さを 支え合えるまちづくり



自殺の背景には様々な要因が複雑に関係しており、その多くが心理的に追い込まれた末の死と言われています。自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得ることであると考えられます。

平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。国や都道府県、市町村が自殺対策を総合的に推進した結果、自殺により亡くなる人は減少傾向にあるものの、未だに全国の自殺者数は年間 2 万人を超える水準で推移し、男性が大きな割合を占める状況が続いています。また、コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、令和 4 年において、女性は 2 年連続の増加、小中高生は過去最多となりました。依然として多くの尊い命が失われており、現在の社会状況を踏まえた対策を進めていくことが求められています。

こうした中、本市では、平成 31 年度からの 5 か年計画として策定した桐生市自殺対策計画の期間満了に伴い、新たに令和 6 年度からの計画として「第 2 期桐生市自殺対策計画」を策定いたしました。第 2 期計画では、令和 4 年 10 月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを基本理念に掲げ、基本施策および重点施策について取り組んでまいります。

市民の皆様には、本計画をいのちや日々の暮らしを守る身近なものとして捉えていただき、一人ひとりが自殺予防の主役として互いに支え合えるまちづくりに向け、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 3 月

桐生市長

荒木 恵司

第1章 計画策定・見直しにあたって

1	計画策定・見直しの背景	1
2	計画の基本方針	3
3	計画の位置づけ	6
4	計画の期間	7

第2章 桐生市における自殺の特徴

1	全国との比較	8
2	これまでの取組と評価	17
3	こころに関する意識調査結果（分析）	18
4	対策が優先されるべき対象群の把握	20

第3章 自殺対策における数値目標と取組

1	数値目標と取組	21
2	基本施策	22
3	重点施策	35

第4章 自殺対策の推進体制等

39

資料編

1	計画作成の経過	40
2	桐生市自殺対策推進委員会の設置及び運営に関する要綱	41
3	桐生市こころに関する意識調査集計結果（抜粋）	43